

書道パフォーマンス甲子園
PR 動画作成業務委託仕様書

1. 業務の内容

(1) 業務名 「書道パフォーマンス甲子園」 PR 動画作成業務

(2) 目的 書道パフォーマンスは文字・パフォーマンス・音楽などから構成されており、書道パフォーマンス甲子園の魅力を伝えるためには映像による PR が最も優れている。しかし、現在公開している映像は、演技中に使用する音楽著作権の問題から音楽を差し替えており、魅力が伝わらない状態にあり、大会の魅力を全国の高校へ発信しようとしても、効果が期待できない状態にある。そこで、広く大会を PR し、全国の高等学校書道部へ本大会の魅力を正しく伝えることで本大会への参加促進を図るため、音楽著作権が問題とならず、大会の魅力を正しく伝えることのできる PR 映像を作成する。

2. 事業費（委託料）

1,080,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

3. 委託期間

契約締結日から平成 28 年 11 月 30 日（水）まで

4. 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行する。ただし、具体的な実施内容については、5 の「事業計画書」において定めるものとする。

- (1) 書道パフォーマンス甲子園の魅力を正しく伝える PR 動画（フル約 20 分、ダイジェスト 3 分）をフルハイビジョン画質で作成すること。
- (2) 書道パフォーマンスの持つ、書、パフォーマンス、音楽といった魅力をそれぞれ欠けることなく伝えることのできる PR 動画を作成すること。
- (3) 書道パフォーマンス甲子園の参加校や実際の大会の開催模様、演技風景等取材し、大会の参加者である高等学校が参加意欲を喚起する訴求効果の高い PR 動画を作成すること。
- (4) インターネット上での公開、イベント等での上映を前提とし、音楽著作権の使用等につき問題がない形で、大会の魅力が伝わる PR 動画を作成すること。

5. 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について書道パフォーマンス甲子園実行委員会（以下、実行委員会と記載）と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会へ提

出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して、委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

6. 権利関係について

(1) 成果の帰属等

- (一) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
- (二) 今回の成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む。）は発注者に渡した時点で実行委員会に帰属するものとする。

(2) 秘密保持

- (一) 本業務に関し、受託者から実行委員会に提出された計画書等が、本業務以外の目的で使用しない。
- (二) 本業務に関し、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
- (三) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7. 納品について

(1) 納品方法

- (一) 家庭用 DVD ディスク（ジャケットカバー及びタイトルラベル付） 500 枚
・PR 動画フルとダイジェスト版

(2) 納品場所

書道パフォーマンス甲子園実行委員会事務局
（四国中央市 教育委員会 管理部 文化振興課内）

8. 留意事項

- (1) 企画・制作にあたっては実行委員会と協議の上、実施すること。
- (2) この仕様書に疑義が生じたとき、又は細部の業務内容については、その都度、実行委員会と協議すること。
- (3) 作成したデータ（ジャケットカバー及びタイトルラベル含む）は実行委員会に提出すること。